

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年5月11日 02時27分ごろ
発生場所	長崎県対馬市上島北東方沖 吉崎灯台から真方位069°22.4海里付近 (概位 北緯34°49.0′ 東経129°55.0′)
事故の概要	漁船第二十一かいせいは、揚網作業中、機関員が負傷した。
事故調査の経過	平成29年5月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十一かいせい、135トン 129415、開成水産株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海） 機関員A
負傷者	軽傷 1人（機関員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.5m
事故の経過	本船は、5隻で構成されるまき網船団の網船であり、船長及び機関員Aほか16人が乗り組み、対馬市比田勝港を出港した。 本船は、対馬市上島北東方沖の漁場で揚網作業を開始した。 機関員Aは、団子状になったロープの絡まりを取ろうとして後部甲板上でセクリローラ（まき網の環ワイヤを巻き込むためのローラ）を2つのローラが密着した状態でロープをつかみながら繰り出す方向に回転させたところ、ローラとローラとの間に左手を巻き込まれ、負傷した。 機関員Aは、病院へ搬送され、左手甲の筋肉損傷等と診断された。 セクリローラは、2つのローラの間を開くことでロープの絡まりを安全に取ることができるようになっていた。
分析	本船は、揚網作業中、機関員Aが、ロープの絡まりを取ろうとして2つのローラが密着した状態でロープをつかみながら繰り出す方向にセクリローラを回転させたことから、ローラとローラとの間に左手を巻き込まれ、負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、機関員Aが、ロープの絡まりを取ろうとして2つのローラが密着した状態でロープをつかみながら繰り出す方向にセクリローラを回転させたため、ローラとローラとの間に左手を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ロープが絡んだ際は、セクリローラの2つのローラの間を開いてから行うこと。